

平成17年7月

資産価格の算定等についての取り扱い基準

浜松市介護保険課

介護保険料減免、徴収猶予及び給付制限における災害による住宅、家財に対する資産価格の算定については以下の取り扱いとする。

1. 住宅、家財の資産価格の算定

災害により被害を受けた住宅又は家財の資産価格の計算については、被害にあったときの時価（被害を受けた資産を被害を受ける直前の状態で売買することとした場合の価額をいう。）を基として個々に資産価格を計算する。これにより難しいときは、別紙「住宅、家財の資産価格の簡易計算」によるものとする。

なお、時価でり災前の資産価格を算定する場合、取得金額から経年変化による減価償却を考慮したものとし、第3者機関の発行する評価書もしくは取得価格のわかるものを添付するものとする。

2. 資産の範囲

- ・申請者及び申請者と生計を一にする者の名義でり災証明の対象となっている住宅（ただし、当該住宅に近接し一体的に使用されていたり災していない建物も含むものとする。）
- ・前項に該当する住宅及び建物に収容されていた家財（申請者及び申請者と生計を一にする者の所有していた日常生活に必要な家具等。ただし、書画、骨董等で生活に必要な程度を超えるものは含まないものとする。）

3. 提出書類等

- ・申請書（介護保険料徴収猶予・減免申請書、介護保険給付差止記載消除申請書等）
- ・り災証明（り災割合もしくはり災金額等の判明する記載のあるもの）
- ・り災した住宅、家財等の損失額の計算書
- ・保険金、損害賠償金及び共済金等の記載された書類（補てん金がある場合）
- ・住宅・家財の個別明細書（時価で資産価格を算定する場合）
- ・り災する前の住宅、家財についての第3者機関の発行する評価書もしくは取得価格のわかるもの（時価で資産価格を算定する場合）

申請者が申請に必要な書類を提出しないときは申請を受け付けないものとする。

4. 損失の程度の算出

損失の程度は、「り災した住宅、家財等の損失額の計算書」により算定する。

- ・り災による損害額は、り災前の資産の価格に、り災証明のり災割合を乗ずることにより算定する。（ただし、り災を受けなかったものの損害額はないものと

する。)

- ・ 災害による損失額は、保険金、損害賠償金及び共済金等で補てんされる額がある場合には、損失額からその保険金等を差し引いた後の金額とし、補てんされる額が損失額を上回る場合は災害による損失額はないものとする。
- ・ 損失の割合は、損失額に対する災害前の価額により算定するものとする。

住宅、家財の資産価格の簡易計算

浜松市介護保険課

災害により被害を受けた住宅又は家財の資産価格を計算する場合において、被害にあったときの時価が第3者機関の発行する評価書等により算定できない場合には、便宜上次のような方法により資産価格を計算することとする。

1 建物に対する資産価格の計算

建物に対する資産価格は固定資産税の課税標準額を1.5倍（昭和20年以前取得の建物については5倍）した金額とする。

なお、災害の日において固定資産税の課税標準額が決定されていない新築家屋については、その新築に要した金額とする。

2 家財に対する資産価格の計算

被害を受けた年の「前年分の総所得金額」及び「生計を一にする同居親族等の数」を基として次の（1）及び（2）の方法により計算した金額の合計額とする。

イ 前年分の総所得金額は、総合課税の譲渡所得の金額及び一時所得の金額を除いた金額とする。

ロ 生計を一にする所得者が2人以上いる場合には、各所得者の前年分の総所得金額を合計した金額を前年分の総所得金額とする。

ハ 事業専従者の方は、一般の給与所得者と同様に取扱うものとする。

（1）「前年分の総所得金額」に応ずる家財の額

総所得金額に応ずる家財の額の速算表

前年分の総所得金額	割合	加算額
200万円まで	50%	
200万円を越え 300万円まで	40%	20万円
300万円を越え 400万円まで	30%	50万円
400万円を越え 800万円まで	20%	90万円
800万円を越え 2,000万円まで	10%	170万円

（2）「生計を一にする同居親族等の数（本人を含む）」に応ずる家財の額

区分	金額
大人（18歳以上の者）	1人につき 600,000円
小人	1人につき 400,000円

（注）税法上の控除対象配偶者又は扶養親族を有する方でも、単身赴任等で家族と別居

している場合、赴任先で災害にあったようなときには同居親族は本人のみとなる。

- 1 前年分の総所得金額が2,000万円を超える場合は、その金額を2,000万円として計算することとする。

「住宅、家財に対する損害額の簡易計算」(名古屋国税局、税務署)を参考に作成。

り災した住宅、家財等の損失額の計算書

住所 _____

氏名 _____

被害年月日		被害の原因	
家屋の取得	昭和20年以前・以後	住宅の被害状況	全焼・流出・倒壊・半壊・半焼・一部被損
住宅の構造	木造・鉄骨鉄筋コンクリート造・その他		

り災状況(下記表欄から移記してください)

損失額(下の又は+の額)	り災前の価額 (下の又は+の額)	損失割合(%)
--------------	---------------------	---------

_____ 円 ÷ _____ 円 × 100 = _____ %

(1) 取得価格が明らかな場合(別紙「住宅・家財の個別明細書」から転記)

り災した直前の時価相当額 別紙(7)の金額	円
損害額 別紙(1)の金額	円
保険金などで補てんされる金額	円
差引損失額 (-)	円

(2) (1)以外の場合(取得価格が不明で簡易計算による場合)

住宅の損失額

氏名 1			
固定資産税の課税標準額 2	円	円	円
各人の合計額			円
住宅のり災直前の評価額 (× 1.5) 3			円
損害額 (× り災証明の損失割合) 2			円
保険金などで補てんされる金額			円
差引損失額 (-)			円

家財の損失額

氏名(生計を一同する同居親族で所得のある者の氏名)			
前年分の総所得金額 4	円	円	円
各人の合計額			円
前年分の総所得金額に応ずる家財の額(× 速算表の割合 + 速算表の加算額)		円 × % + 円 =	円
生計を一同にする同居親族の数(本人を含む)に応ずる家財の額 大人(18歳以上の者) 1人につき60万円 小人 1人につき40万円		大人 60万円 × (人) = 円 小人 40万円 × (人) = 円 計	円
家財の評価額計(+)			円
損害額(× り災証明の損失割合)			円
保険金などで補てんされる金額			円
差引損失額(-)			円

速算表

前年分の総所得金額	割合	加算額	備考
200万円まで	50%	-	
200万円を越え 300万円まで	40%	20万円	
300万円を越え 400万円まで	30%	50万円	
400万円を越え 800万円まで	20%	90万円	
800万円を越え 2000万円まで 5	10%	170万円	

- 1 生計を一同する同居親族でり災地に建物を有し固定資産税が賦課されている者の氏名
- 2 り災した住宅に近接し一体的に使用されていたり災していない建物がある場合は、その建物の課税標準額は に含め、損害額は に含めないでください。
- 3 昭和20年以前の取得の場合は × 1.5 倍に代えて × 5 倍にしてください。
- 4 前年分の総所得金額から総合課税の譲渡所得の金額及び一時所得の金額を除いた金額を記入してください。
- 5 前年分の総所得金額が2,000万円を越える場合は、その金額を2,000万円として計算してください。

住宅・家財の個別明細書

番号	住宅・家財品名	取得年月	取得価格	($\times 0.9 \times \text{償却率} \times \text{経過年数}$)	時価(-)	損害額(\times 被害割合)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
合計					(ア)	(イ)

1. 第3者機関(不動産鑑定士等)の発行する評価書又は、取得価格等のわかるものを添付してください。
2. 「家財」とは、日常生活に通常必要な家具等であって書画、骨とう、娯楽品等で生活に必要な程度をこえるものは含みません。
3. 減価償却費は定額法により計算し、耐用年数は通常の耐用年数(「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」昭和40年3月31日大蔵省令第15号参照)に1.5倍したもの(この年数に端数が生じた場合は切り捨て)を用い1.5倍後の耐用年数に相当する償却率を適用します。経過年数が1.5倍した耐用年数を既に経過している場合には、取得価格の10%相当額を災前の時価相当額とします。
4. 「経過年数」は、取得の時から損失が生じたときまでの期間を計算し、1年未満の端数が生じた場合には、6月以上は1年とし6月未満は切り捨てます。
5. 被害割合は災証明の災割合を適用します。被害にあわなかった住宅・家財の損害額は0となります。